

○「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成25年9月27日20130920商局第1号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p><u>イ 小型の汽力（温泉法（昭和23年法律第125号）の規定の適用を受ける温泉を利用するものに限る。）を原動力とする出力100キロワット以下の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。</u></p> <p><u>(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者</u></p> <p><u>(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は</u></p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(新設)</p>

高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条に規定する認定試験合格者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。）で、かつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、経済産業省が実施する講習を修了した者又は経済産業省が実施する試験に合格した者

(ハ) 学校教育法による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条に規定する認定試験合格者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。）であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

(ニ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第2号イの1級海技士（機関）、同号ロの2級海技士（機関）又は同号ハの3級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者

(ホ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57

号) 別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

(へ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許、同条第2号の1級ボイラー技士免許又は同条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者

(ト) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(チ) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(機械部門に限る。)の2次試験に合格した者

ロ～ハ (略)

イ～ホ (略)

改正案	現行
<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）を行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p><u>発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧七十万ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への主任技術者の選任は、次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</u></p> <p>① <u>統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織（以下「保安組織」という。）が次に適合すること。</u></p> <p>イ <u>設置者又はその役員若しくは従業員の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。</u></p> <p>ロ <u>被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基</u></p>	<p>(新設)</p>

づいた人員数を、統括事業場に確保していること。
ただし、設置者又はその役員若しくは従業員でない者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようにその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。
なお、常時監視するにあたっては、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条及び第48条に定める各項目に準じたものであること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者（以下「統括電気主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること

。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括電気主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括電気主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善

<p><u>を図ること。</u></p> <p>② <u>統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に適合すること。</u></p> <p>イ <u>被統括事業場の種類に応じて、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。</u></p> <p>ロ <u>保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。</u></p> <p>ハ <u>異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。</u></p> <p>③ <u>統括電気主任技術者の執務の状況が次に適合すること。</u></p> <p>イ <u>原則として、統括事業場に常駐すること。</u></p> <p>ロ <u>被統括事業場は、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。</u></p> <p>ハ <u>統括電気主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括電気主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。</u></p> <p>④ <u>①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。</u></p>	
<p>4. (略)</p>	<p>3. (略)</p>
<p>5. (略)</p>	<p>4. (略)</p>

